

公益社団法人白河法人会 会員の入会及び退会に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人白河法人会（以下「本会」という。）定款第 6 条及び第 9 条の規定に基づき、会員の入会及び退会に関し必要な事項を定めるものとする。

(入会届)

第 2 条 定款第 6 条に規定する入会届には、以下の項目を記載するものとする。

- (1) 入会に際しての誓約
- (2) 法人名、所在地、代表者名、電話・FAX 番号、ホームページアドレス、メールアドレス、資本金、決算期、業種
- (3) 連絡先を別途指定する者は、その連絡先
- (4) 個人情報公開についての同意・不同意の確認
(ホームページ・機関誌等での公表とその範囲)

(退会届)

第 3 条 定款第 9 条に規定する退会届には、以下の項目を記載するものとする。

- (1) 退会理由
- (2) 退会後の連絡先

(再入会)

第 4 条 前条により退会した者または定款第 10 条の規定により会員資格を喪失した者が再入会を希望する場合には、改めて第 2 条に定める入会届を提出するものとする。

2 前項の再入会の申込に対しては、理事会において再入会の可否を決定し、これを申込者に通知する。

ただし、退会の際未納の会費がある場合には、当該未納分を支払わない限り、再入会は認めない。また、除名により会員資格を喪失した者は、資格喪失後 5 年間は再入会を認めないこととする。

(会員名簿及び会員に関する情報の取り扱い)

第 5 条 入会者は会員名簿に登録し、登録内容に変更が生じた場合は遅滞なく更新するものとする。

2 会員資格を喪失した者については、会員名簿から抹消する。

3 会員名簿に登録された会員に関する個人情報については、本人の意向を十分に尊重し慎重に取り扱わなければならない。

(改 廃)

第 6 条 この規程を改廃するときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 12 日から施行する。